

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。  
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。  
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○義家委員長 次に、階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。

本日は、大臣所信に関する質疑を行いたいと思います。

まず、大臣所信の中で、大臣が述べられたこととして次のようなことがありました。これまでの二度の法務大臣在任時から、法の支配の貫徹された社会、中略しますけれども、そういった社会の実現を目指し、法務行政に取り組んでまいりましたというくだりがありました。

まず、大臣にお伺いします。

法の支配の貫徹された社会というのはいかなる社会を意味するのでしょうか。

○上川国務大臣 さきの私の所信に述べさせていたいただきました法の支配の貫徹された社会についての言及ということでございますけれども、取り上げていただきまして、法の支配が実現された社会についての御質問ということでございます。

法の支配の意義という観点でございましょうか、

こうした基本的概念について、きょう冒頭の一問目にいただいたところでございますが、実は私、一回目の法務大臣に就任したのが平成二十六年の十月でございましたけれども、その法務委員会におきまして、江田五月議員から同じ質問を受けたことを思い出しております。

その際、江田議員は、法の支配について質問されて、江田議員が留学されたイギリスでのルール・オブ・ローを日本語に翻訳したものが法の支配であるということを確認にお述べになりました。そして、ルール・オブ・ローというのは、もともととは、裁判所の前では王様も国民も対等であることを意味する、そして、日本では法の支配の意義については非常に多義的である、こういったこともおっしゃっていらつしやいました。法の支配が多義的であるということ踏まえて、私自身、法の重要性が社会に浸透しているということが極めて重要であるということをそのときに強く感じたところでございます。

法の支配とは、もともと専断的な国家権力の支配を排斥し、権力を法で拘束することによって国民の権利、自由を擁護することを目的とする原理であると認識しております。そして、現在、この法の支配の内容として重要なものは、憲法の最高法規性の観念、また、権力によって侵されない個人の人権、そして、法の内容、手続の公正を要求する適正手続、デュープロセス・オブ・ローということであり、また、権力の恣意的行使をコントロールする裁判所の役割に対する尊重などが考えられているというふうに考えております。

私は、このような法の支配の内容が浸透している社会、これが法の支配の貫徹された社会であるというふうに考えております。

○階委員 ありがとうございます。

私も、新しい立憲民主党ということで、この立憲という言葉、これはまさに法の支配と直結すると思っております。最高法規である憲法のルール、また、その下位規範である法規範をしっかりと守って権力を行使しなくてはいけないということが我々も目指すところであります。

ただ、そういう中で、さきの国会で問題になったのは、法改正を経ることなく、国会答弁で、公にしていた法解釈を変更して、変更後の解釈に基づいて、変更後の法を適用したということが黒川氏の人事ではありました。

こうしたことは、まさに今、法の支配について説明された、とりわけ適正手続ということに関して言うと、真つ向から反するのではないかと思うのですが、大臣はいかがお考えでしょうか。

○上川国務大臣 まず、解釈変更ということでの御指摘がございましたけれども、法令の解釈あるいはその変更というものについて、決まった手続や方式があるわけではないものと承知しております。

その上で、法令の解釈は、当該法令の規定の文言また趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮するなどして論理的に確定されるべきものであるというふうに考えております。そして、検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られ

た場合には、これを変更することがおよそ許されないというものではないというふうに考えられるわけでございます。

このような考え方につきましては、我が国において従来からとられてきたものと認識をしております。検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合におきましては、これを変更することがおよそ許されないというものではなく、法の支配に反するものではないと考えているところでございます。

**○階委員** 解釈の変更が許されるかどうかということの問題にしているのではなくて、まさに適正手続を法の支配のもとでは求められるわけですが、この適正手続ということが今回の解釈変更では全く行われていなかったのではないかと、この問題意識なんですね。

これは手元に、今行われている法務・検察行政刷新会議の議事録を私、持ってきていますけれども、その中では、法務行政の透明化ということがまさに議論されている中で、重要な解釈変更については、法律の制定、改廃の場合に準じ、文書主義に基づき必要な行政文書が的確に作成、保存されるとともに、所要の規定に基づく決裁がなされるよう、法務省内のルール又は運用について必要な見直しを検討すべきであるとか、あるいは、今回の解釈変更のような、今回の例の検察庁法の件ですけれども、今回の解釈変更のような重要な意思決定については、今後はより早期に、国民に対してわかりやすい説明がなされるべきという指摘が、これは第六回の議事録ですけれども、

されているわけですよ。解釈変更が必要だという場合であっても、適正手続を踏んで行うべきではないかと。

要するに、今回は、口頭での決裁とか日付のない文書を使って協議しているとか、あとは、決裁を誰が最後判断したのか、これは私も、文書を見ても、法務大臣なのか次官なのかよくわからないんですね。そういったところで手続的にいいかげんであるし、また、解釈変更されたということは国会議員も含め国民には一切知らされていないから、これは、私たちが知ったのは、まず黒川氏が勤務延長されて、これはおかしいんじゃないかということが国会で取り上げられて、しばらくした後、総理が本会議の答弁で、今般解釈変更しました。ここで初めて知ったわけですよ。この点も、適正手続に関してはおかしい。

これは、私だけではなくて、まさに法務・検察行政刷新会議のメンバーも同じような問題意識を持っておられるんですけれども、こういう適正手続に反するような法解釈の変更並びにその運用、おかしいと思いませんか。大臣、率直にお答えください。

**○上川国務大臣** 先ほど御紹介をいただきました法務・検察行政刷新会議におきまして、これは前大臣が設置したところでございます。国民の皆様からより一層信頼される法務・検察行政のあり方についての三本柱での検討要請ということでございました。

その中に、第六回目の主張として、今階委員がお読み上げになったような文言につきましては、

私も毎回委員会の議事録を拝見しております。公開のところでやられているということでございます。国民の皆様からの目線ということでの立場で皆様忌憚らない御意見を寄せていただいておりますが、そうした御意見ということについては、私は真摯に受けとめるべき内容であるというふうに思っております。

**○階委員** 真摯に受けとめるべきというのは、やはり今回の解釈変更には、特に手続の面においては問題があったということは大臣もお認めになるということでしょうか。

**○上川国務大臣** 私、実は、お尋ねの解釈変更の当時、法務大臣の立場にございまして、私が知り得る情報というのは、保管されている行政文書、また担当職員からの説明ということでの状況把握はしてまいったところでございます。

これは違反であるかどうかということでの御質問でございますが、今回の解釈変更につきましては、行政文書、その決裁の取扱い、これが論点になっていったというふうに認識をしております。でございますが、法務省においての当時の理解あるいは当時の運用に従って行われたというふうに認識をしております。

その意味では、今の御質問について、これについて違反であるというようなことの部分のお答えにはならないかもしれないけれども、今の段階で、私自身、その当時の理解や運用によって法務省の中で行われていたことだというふうに、その意味ではそういう認識をしております。

**○階委員** 特に、適正手続に反しているんじゃない

いかということ、上川大臣に対してぜひお伺いしたいのが公文書の扱いですね。

これは一ページ目につけておりますけれども、前回、上川法務大臣が就任されたときに法務省が公文書管理のプロジェクトチームを省内に設置したと。私、この後、このプロジェクトチームがどういう作業を行って、どういう決定をして、どういう運用をしているのか、つまびらかでありませぬけれども、とにかくにも、こういうプロジェクトチームをつくるほど、上川法務大臣は、もとより公文書管理法をつくられたときにもかかわっていたお立場ですから、当然といえば当然かもしれないけれども、それほど公文書管理に強い関心を持ち、そして一生懸命取り組んでこられた大臣だと思ふので、あえて伺います。

今回の解釈変更、これだけ重要な変更で、社会的にも重要な関心を呼んだ変更が、文書が作成されないまま口頭で決裁がされているとか、協議に用いられた文書には日付がないというあたり、これは、公文書管理を進めてこられた大臣としては、異議を唱えるべきではないかと思ふんですけれども、このあたり、率直にどうお考えになりますか。

**○上川国務大臣** 今、委員の配付された資料という形で、私が三十年の四月、三年前でございますけれども、立ち上げました公文書管理・電子決裁推進に関するプロジェクトチーム、このことにお触れをいただきました。

もとより、行政文書は健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源ということで、主権者である国民が主体的に利用し得るものである。そ

の意味で、行政機関におきましては、行政文書の適正な作成、そして、整理、保存等を通じて、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国の諸活動を検証可能とし、現在及び将来の国民に説明していく責務があるというふうに理解をしているところでございます。

不断の見直しということが極めて大事であるというふうに思つて、このプロジェクトチームも早々に立ち上げて、そして、中間報告という形で報告を私が発表をさせていただいて、そしてまた、担当が、私は大臣を退任いたしましたので、その後、刑事参考記録についての公文書のあり方ということについては引き続き今も検討が進められているところでございます。

おおよそ、行政の活動をするに当たりまして、その手続について、政策立案過程も含めて、きっちりと文書を残していく、そのことが、民主主義の中で国民が将来にわたってこの文書を利活用することができるといふためには最低限の前提であると思つております。つまり、作成をする、この作成をするということが極めて重要な点であると私は思つております。

その意味で、今御指摘の点につきまして、今回は、その当時の私は担当ではございませんけれども、その意味では、具体的にその状況等をつぶさに知り得る立場ではございませんけれども、その当時はそうした対応をしたというふうに理解をしております。

しかし、そうした文書についての、しっかりと残していく、あるいはそれは作成していくという

ことについて、しっかりとした規定に基づいてしっかりと対応していただくことができるようにしていくというのは極めて重要なことだというふうに思っております。

**○階委員** この件については、私どもの党内の法務部会でも議論になっていまして、いつも法務省の担当者は、法務省の規則に照らして、口頭で決裁するとかあるいは日付がないということは問題にならないというようなことを言っていて、私は当然、こういう、国会で示した解釈を変更するような手続で用いられる文書はつくられるべきだし、日付も入れられるべきだと思つているんですけれども、その必要はないというのが法務省のルールだという説明をされるわけですよ。

こういうルールは即座に改めるべきだと思ひますけれども、大臣のお考えをお願いします。

**○上川国務大臣** 今、私、公文書管理の重要性に鑑みて、文書作成の極めて重要な役割ということについて申し上げたところでございます。

その際に、全ての記録をしっかりと残していくための作業ということについては、これまでではそうしたルールになつていなかったというような説明については、そのようなことであつたのだらうなというふうに思うところではありますが、今後、今、刷新会議の中でも御検討をいただいているところでもございますし、また、具体的な提言という形になろうか、御意見という形でお寄せいただけるものというふうに思っておりますので、私としては、それを真摯に受けとめるということ、私自身同じように考えているというふうに申し上げ

げたいというふうに思っております。

○階委員 同じ方向で考えているという趣旨だと思っておりますが、ぜひこれは早急にやっていたきたい。これは、検察の信頼を回復していく、法務省の信頼を回復するという意味でも、早急に着手していただきたいと思っております。

大臣の決意をもう一度伺います。

○上川国務大臣 国民の皆さんの信頼というのは、そういうところの積み上げからくると思います。

私としても、公文書管理法を制定するときに深くかかわった人間として、また同時に、法務省の今の状況から、国民の皆さんの信頼を得るための極めて重要な要素として、ただいま御指摘いただいたことについては早急に対応してまいりたいというふうに思っております。

○階委員 ありがとうございます。

そして、もう一つ、前国会からの積み残している問題について、大臣の所信に絡めてお伺いしたいと思っております。

大臣の所信の中で、「国民生活の安全、安心の実現をその使命とする法務行政は、国民の皆様からの信頼なくしては成り立ち得ません。」というくだりがありました。

これに絡んですけれども、先国会では、法務省の幹部を長年務めた黒川前検事長の、緊急事態宣言下です、その事態の中で新聞記者らとかけまーじャンを行った、これは法務行政や検察への国民の信頼を大きく損なったのではないかと思っておりますが、この点について、大臣の見解をお願いします。

○上川国務大臣 黒川氏についてでございます。

東京高等検察庁のトップとして、公私を問わずにみずからを律し、国民から疑念を抱かれないような格段に意を注ぐべき立場にあったと思えます。にもかかわらず、御指摘のような非違行為に及んだものと承知をしております。このような行為につきましては、検察の信頼を損なう不適切な行為であったというふうに考えております。

検察の使命でございますが、刑罰権の行使を適正にするということのためには、何といたっても国民の皆さんの信頼が不可欠でございます。その意味で、今後、国民の皆さんからの信頼を維持し続けるために、私もしっかりと覚悟しながら、職員一丸となって全力で職務に当たってまいりたいというふうに、これは覚悟と情熱というふうに申し上げましたところでありますが、改めてその覚悟をしているところでございます。

○階委員 もう一つ、信頼失墜につながっているのが、こうした黒川氏のような人物を、余人をもつてかえがたいとして、法解釈を変更してまで勤務延長する人事を法務省が閣議に当時諮っていたわけですね。このことも法務行政への国民の信頼を大きく損なったのではないかと思いますけれども、この点については、大臣、どうお考えになりますか。

○上川国務大臣 黒川氏の勤務延長についてでございますが、これは、令和二年一月末当時の判断という形で、当時の大臣のもとで、検察庁が業務遂行上の必要性に基づき、検察庁を所管する法務大臣から閣議請議を行って閣議決定されたものと

いうことでございます。その上で、引き続き勤務をさせることとしたものというふうに承知をしているところでございます。

そうした一連の動き、その当時でありますけれども、いろんな動きがございまして、国民の皆様から、なかなかわかりにくい意思決定ということも含めまして、理解が得られなかったというふうなことと思っておりますが、いずれにしても、国民の信頼を失墜していくということは、信頼を損ねるという行為につながったというふうに思っておりますので、その意味では大変遺憾だというふうに思っております。

○階委員 この人事が国民の信頼を失ったのは二つ大きな理由があると思っております。一つは、要は、見る目がなかった、それほど前例のない勤務延長をするんだからよっぽど立派な人を選ぶのかと思いきや、さつき一点目で申し上げたような緊急事態宣言下でマスクミの人たちとまーじャンをするような人物を選んだ、その見る目のなさに対する批判というか、信頼の失墜。

もう一つは、余人をもつてかえがたいからそのポストにつけるんだと言いながら、まーじャン問題が起きるや否や、すぐやめられましたよね。すぐやめられた後、後任の方も短期間務めてすぐかわられましたよね。結局、余人をもつてかえがたいポストって存在しないじゃないかという話、これも国民の信頼を失わせたと思っているんです。

そこで、参考までにお聞きしますけれども、これまで黒川氏以外に検察官の勤務延長が行われた例はあるのでしょうか。事実関係をお尋ねします。

○上川国務大臣 黒川氏以外の例はないものと聞いております。

先ほどちよつと質問の中でございました、この勤務延長につきましては、私はその当時法務大臣の職になかったということもございまして、この令和二年一月末の当時の判断といたしましては、検察庁の業務遂行上の必要性に基づいて、検察庁を所管する法務大臣から閣議請議を行って閣議決定されて、引き続き勤務させることにしたというふうに承知をしております。

その意味で、検察は適正な刑罰権の行使をするということに照らして考えてみると、さまざまなかうした一連の活動ということについての部分について、国民の皆さんの信頼を失墜したというこの結果については極めて重要だと認識しております。その意味で、私自身、この信頼を回復するために全力で取り組んでいきたいという覚悟を申し上げます。

○階委員 まず一つ明らかにしたのは、余人をもってかえがたいというポストは、これまで黒川氏の東京高検検事長以外に事例はなく、かつ、黒川氏の後、別に、そのポストに就いた人がずっとその地位にとどまっているわけでもないということと、結局、検察官の勤務延長というのは必要ないんじゃないかということがわかったというの一点。

それから、当時の人事権者の判断、これは上川大臣とは無関係な話なので、当時の判断が、もし仮に、黒川氏というのは本当に重要な人で、この任を継続するべきだということを法務省が間違い

なく判断されたというのであれば、その当時の判断が正しかったというのであれば、これは、今回のかけマージャンで検察への信頼を失墜させたというのは、要は、メンツを潰されたというか、自分たちがせつかくあなたしかいないと思つて選んだのに何やってるんだということ、普通は怒り心頭になると思うんですね。ところが、こうした黒川氏の不祥事に対し、おざなりな調査で、懲戒処分にあたらない訓告ということで済ませたわけですよ。これは、法務行政への国民の信頼を回復するどころか、更に損なつたのではないかと思

います。大臣の見解はいかがでしょう。か。

○上川国務大臣 今回の黒川氏の処分、これを決するに当たりましては、法務省内で必要な調査を行った上で、さまざまな事情を総合的に考慮して、監督上の措置として最も重い訓告をしたと聞いております。

私も当時おりませんでしたので、その事情については前任者ということでございますので、今申し上げた内容でございますが、いずれにいたしましても、黒川氏の行為につきましては、検察の信頼を損なう不適切な行為であったというふうに考えておりまして、その意味で、今後、国民の信頼を維持し続けるためには職員一丸となってさまざまな努力を重ねていかなければいけないというふうに思っています。

○階委員 処分が重いか軽いか、これは議論があるのはわかります。ただ、ここもまさに法の支配のもとに要請される適正手続ですね。どのようにしてこの処分が決まったのか、ここが不透明だと

いう問題もあつたわけですよ。

これは資料の二ページ目についておりますけれども、「黒川氏処分 深まる疑念」ということで、私もこのときに質問をさせていただきましてけれども、森法務大臣がどのようにしてこの処分を決めたのかという説明について、答弁がいろいろ変わったわけですね。

例えば、この記事でいいますと、二十二日の段階で森法務大臣は「法務省内、内閣と様々協議を行った。この過程で、私は色々な意見も申し上げたが、最終的には内閣で決定された」。これが二十二日です。ところが、その後、報道で、法務省が懲戒処分の戒告が相当というふうに意見をしたけれども、官邸との協議を受けて、より軽い訓告になったことが報じられたというのが新聞で出たということ、その後、多分、官邸に批判の矛先が向かうということを避けようとしたのかどうかわかりませんが、二十六日の法務委員会で、「法務省として訓告が相当と考え、検事総長に伝えた。検事総長も訓告と判断。内閣に報告したところ、「異論がない」と回答」。

最初の説明では最終的には内閣で決定されたものが、今度は法務省と検事総長の間で決めて内閣に報告ということで、話が変わっているわけです。さらにさらになんですけれども、この後、法務・検察行政刷新会議で森法務大臣がお話しされていることがあります。この処分について、「一部、法務官僚の方で厳しい処分を要求したけれども、政治の力で軽い訓告処分になったと報道をされましたが、これは逆でございます」ということ

で、少し中略しますけれども、「実際は、私一人が最も重い処分を意見としては申し上げましたが、プロとしての法務官僚、検察出身の検事さんたちが、前例や人事の指針に基づいて意見を言ったことを聞いて、結局みんな決めた処分です。」ということ、何が本当のことなのか、全くわからない状況です。

この黒川氏の処分、決定された経緯、これも極めて重要な意思決定だと思しますので、この意思決定の形成過程にかかわる文書もぜひつくっていただきたいと思いますが、公文書管理に精通していらつしやる上川法務大臣のリーダーシップで、ぜひこうした文書をつくっていただけないでしょうか。御答弁をお願いします。

○上川国務大臣 ただいま委員から、前森大臣の発言も含めまして、経緯についての御指摘がございましたけれども、一般にでございますが、人事上の処分のプロセスについてはお答えを差し控えるものというふうに考えております。基本的には、人事に関するものはお答えを差し控えるものというふうに私は心しているところでございます。

結果として、今のようにならざるプロセスを経ながら、黒川氏の処分については訓告が相当であるという結論に至ったものというふうに考えております。これは、必要な調査を行った上での処分というふうに考えているところでございます。○階委員 いや、今の処分が決まるまでの過程は、法務大臣だけじゃなくて総理もお答えになつていただきますから。これはだから、別に秘匿すべきものでもないし、どのような経緯でこの処分が決まった

のか、法務大臣の答弁も変わっていますから、二転していますから、ぜひ、これは整理していただいて国会に出していただきたい、我々に示していただきたい。これはやはり、公文書管理という意味で非常に重要なことだと思います。

経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡づけ又は検証することができるよう、文書を作成しなればならない、公文書管理法に条文がありまして、その中に、職員の人事に関する事項というのも列挙されています、例示されています。ですので、これはつくるべきです。

しかも、先ほど申し上げましたとおり、何が真実かわからないわけですから、我々も実態を知りたい。ぜひ、国民の知る権利に応える意味でつくっていただきたい、そして示していただきたい、もう一回お願いします。

○上川国務大臣 繰り返してございますが、黒川氏の処分を決するに当たり、必要な調査を行った上で、さまざまな事情を総合的に考慮して、監督上の措置として最も重い訓告としたというふうに聞いております。

人事のプロセスについて明らかにすることによりまして公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるというふうに思っております、その意味で、人事のプロセスについては差し控えるのが相当ではないかというふうに申し上げたところでございます。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律におきましても、不開示事由として規定されている

ものとして、これは五条の六の二ということですが、「人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるという点も含めまして、そのように判断しているものでございます。

○階委員 公文書管理法の制定にかかわった大臣にお尋ねします。

公文書管理法第四条には、先ほども言いました、行政機関の職員は、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡づけ又は検証することができるよう、処理に係る事実が軽微である場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について文書を作成しなければならないということ、五号には「職員の人事に関する事項」というのがあります。

もう釈迦に説法だと思えますけれども、その下のガイドラインでも、「主管局長や主管課長における経緯・過程について、文書を作成することが必要である。」とか、ガイドライン上もそうした文書の作成が求められていると思うんですけど、これは法に照らして、私は無理なことは言っていないと思うんですね。

つくるべきだと思いますけれども、これは、実は、大臣が就任する前ですけれども、先ほど言った解釈変更についても、その当時、国会の議論を経て、解釈変更というか検察庁法の改正案の策定、これに係る経緯文書というものも、事後的に法務省の刑事局でつくられたというのがあります。同じように、今回の処分についても、事後的になりま

すけれども、経緯の文書というのをつくっていただきたい、そして示していただきたい。もう一度大臣の答弁をお願いします。

○上川国務大臣 文書の管理についての適正性ということについては、さまざまな視点も含めまして、また、現場の状況に即しまして検討していくべき事柄であると思います。不断の見直しをしてまいりたいというふうに思っております。

○階委員 もう一度、お尋ねします。

検察庁法改正案のときと同じように、今回も経緯の文書をつくっていただきたい。公文書管理法に基づいて、それは当然やるべきだと思っております。その必要は私はあると思っておりますが、大臣は必要ないとお考えなんでしょうか。

○上川国務大臣 人事に関する事柄についての、全般的に文書がどのようになってくるのかも含めて、少し調査をしてみたいと思います。

文書をつくるかつかからないかという御指摘でございますので、私自身は、基本的に、人事に関するプロセスは、さまざまな理由でこうしたところで答弁は差し控えるという事柄であると思えます。今、一般に新聞紙上に出ている、その文面をもつて、それをつないでいくとどうなのというふうな、そうしたことではなく、しっかりとした形で今後やっていかなければいけないというふうに思っておりますので、その意味で、前向きな形でこの課題につきましては前向きに取り組んでいくという形で、将来に向けての展望ということを持つて進めてまいりたいというふうに思っております。

○階委員 将来に向けての展望もいいたすけれども、この件について文書をつくるお考えはないんですか。経緯文書をつくるお考えはないんですか。

○上川国務大臣 今、文書をつくるつくらないという結論だけのお話でございますが、状況がわかりませんので、その意味で、ここで今のよう、イエス、ノーの判断をするというのはなかなか難しいというのが正直なところでは。

その意味では、こうしたことについては、刷新会議の中でもさまざまな御提案もされておりますので、そうしたことも含めて、一連の流れの中で、これから先のことについての展望をするためにも、どうしたらいいのかということを考えていきたいと思えます。

○階委員 では、なるべく早いタイミングで、今の件についてどのようにされるのかということ委員会に提出していただきたいと思っておりますので、委員長、よろしくお取り計らいください。

○義家委員長 まずは、現段階では御意見として承ります。

○階委員 御意見というか、今のやりとりを踏まえて、大臣の方で検討されるということをおっしゃいましたから、検討した結果を委員会に提出してほしいということ委員長に御提案申し上げます。よろしくお取り計らいください。

○義家委員長 後刻、理事会で検討いたします。

○階委員 それと、やはり公文書に絡む話ですけれども、黒川氏については別途、刑事手続も進んでおりました。結果的には不起訴処分になって、

その理由について検察当局が報道陣に説明したやに報じられています。ただ、その会見記録というのは公表されていません。その理由はなぜなのか。今回のケースは極めて特殊でありまして、検察幹部と報道関係者らが被疑者となつて、いずれも起訴猶予。起訴猶予ということは、犯罪は成立するけれども起訴はしませんよということで、何かお手盛りというか、身内に甘いような処分がされたのではないかとこの疑惑があります。

他方で、報道陣に説明したことが公表されないと、一方でマスコミも当事者ですから、両者結託して、本当に正確な情報が伝わらないのではないかとこのことで、厳正中立な処分が行われたのか、正確、詳細な報道が行われたのか、疑いが生じるような事案です。

このような報道陣への説明について、会見記録を作成して公表しないと、これもまた、検察への国民の信頼を回復するどころか、更に損なうことにつながるのではないかと思っております。ぜひここも会見記録を公表していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○上川国務大臣 まず、検察当局におきまして、個別事件の報道内容や記者会見での公表のあり方につきまして、そもそも、法務大臣として所感を述べるといふことについては差し控えさせていただきますというふうに思っております。

御指摘の事件について、今のような御説明がございましたけれども、一般論として申し上げますと、記者会見や記者発表における公表については、個別の事案ごとに、公表をするか否かとか、あるいは

は程度とか方法というものを判断しながらしているのではないかとというふうに思っているところがございます。

慎重な判断をしながら、検察当局において対応していくというふうに思っております。

**○階委員** まさに今検察への信頼を回復するということが重要なテーマになっているわけですが、私たちとしては建設的な提案をしているつもりなんです。むしろ、もう実際に行ったことなわけだから、それを包み隠さず国民に公表することで適正な処分だったということを示せるわけです、それをやらないと、今回、マージャンをやったのが検察とマスコミで、適当なこととお茶を濁しているんじゃないかという疑念が消えないわけです。だから、今回については、ぜひ公表していただくことが検察への信頼回復につながるということは大いに御認識いただきたいということを申し上げます。

その上でなんですけれども、法務・検察行政刷新会議、私も議事録を見えていますけれども、本日に皆さん真摯な議論をされていまして、私も非常に勉強になります。

ただ、この議論されているテーマ以外でも、私も、今申し上げたような点も含めて、法務省や検察への国民の信頼を回復するためにまだやるべきことがあるのではないかと思っております。大臣としては、この会議の議論されているテーマ以外で何かお考えになつていないかと思っております。大臣として、この会議の議論されているテーマ以外で何かお考えになつていないかと思っております。大臣として、この会議の議論されているテーマ以外で何かお考えになつていないかと思っております。

頼される法務・検察行政のあり方について、三つの柱を中心に各方面の有識者の方々により御議論をいただいているところであります。一点目は、検察官の倫理、そして二点目は、法務行政の透明化、そして三点目は、我が国の刑事手続について国際的な理解が得られるようにするための方策ということでございます。

これは委員会の第一回目だったと思いますが、何を検討するのかということについては、それぞれの委員の方々から御関心あるいは御疑問の点も含めまして問題提起をいただきながら、委員会を全体としてどのように進めるかも含めて、当初、フレームワークを決めた上で進めていただいているというふうに理解をしております。

自由闊達な御議論、そして全てが公開の場で行われているということでございますので、その点について、私は、この法務・検察行政刷新会議の自由な御議論というのを見守ってまいりたいと思っております。

冒頭申し上げたように、これの第一回からの今までに至る過程については、議事録を拝見させていただいておりますけれども、それぞれお立場も専門家の方もいらっしゃれば、国民目線のことなどをあえて申し上げます。御発言なさっている方もいらっしゃるといふことでございますので、自由闊達に取り組んでいただくということが何よりも大事ではないかというふうに思っております。

**○階委員** 大臣は見守るといふことなので、私から一つ提案させていただきたいと思っております。きょうの質問で明らかにしたように、今回の定

年延長の解釈変更は手続的に非常に問題があった。かつ、解釈変更をした結果、実際の運用がどうだったかという点、本来選ぶべきではない人を結果的に選んでしまったりとか、余人をもってかえがたいというのは検察という職務ではなかったということも明らかになってきたわけですね。

そうであるとするならば、一旦ここは引き返す勇氣を持っていただきたい。つまりは、解釈変更については撤回し、そして、これまで検討してきた検察庁法の改正案、これについても一回白紙に戻して検討していただくということが、私は最も法務省や検察への国民の信頼を回復するために重要なことではないかと思っております。

ぜひ大臣には、今の点、解釈変更の撤回、検察庁法改正案の、白紙に戻して、私は去年の十月段階の案でいいと思っておりますけれども、そうしたことも含めた再検討、この二点をやるべきだと思いますが、大臣の見解をお願いします。

**○上川国務大臣** 私も、九月の十六日から大臣に就任をいたしました。国民の皆さんから信頼をどのように得るのかということについては、未来志向でいくということが何より大事ではないかというふうに思っております。その意味で、これまでのことについても、しっかりと文書あるいは何うというような形で状況について把握しながら、これからの業務ということについても進めているところでもあります。

この刷新会議の御議論は大変私は有意義だといふふうに理解をしております。この中で先ほど解釈変更のところについての御議論もございませ



たけれども、公文書における位置づけ、こういうことについては前向きに対応していきたいというふうに思っております。また、結論という提案を先に出していただけるようにしていきたいなというふうに思っております。

〔委員長退席、稲田委員長代理着席〕

○階委員 刷新会議の議論を尊重されているというのにはすばらしい大臣の姿勢で、きょうの答弁でも感じました。ただ、更にそれを一歩進めて、私は、やはり信頼回復の一番の方策は、解釈変更を撤回するということが、検察庁法の改正案、これを白紙に戻して新しい案を考えるということだと思っております。きょうはこの程度にとどめますけれども、これからは、きょうのような大臣の御答弁を聞いてみると、私はすばらしい建設的な議論ができると思っておりますので、ぜひ今後ともよろしくお願いたします。

話題をかえます。

先ほど稲田先生からもちよつと御指摘があった部分だと思えますけれども、まず、大臣所信の関連する部分を申し上げます。「近時問題となつてくる新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見、インターネット上の誹謗中傷は、その被害に遭われた方々に対する深刻な人権侵害となりかねません。」中略しますけれども、「これらのさまざまな人権問題を解消し、差別のない社会の実現を目指すため、調査救済活動に粘り強く取り組みとともに、効果的な人権啓発活動にしっかりと取り組んでまいります。」こういう御発言があり

ました。

一方、このようなことを考えるに当たって、憲法上の表現の自由との関係が問題になってきます。さきの予算委員会でも、我が方の奥野委員の質問に対して菅総理は、表現の自由は制約されることはありませんと端的におっしゃっていましたけれども、制約されないということは、一切制約されないということはないと思うんですが、まず大臣に大もとの考えをお尋ねします。表現の自由の制限はいかなる場合に許されるか、お答えください。

○上川国務大臣 表現の自由でございますが、憲法二十一条一項で保障されております。これは、民主主義社会におきまして、特に重要な権利として尊重されなければならないものであるというふうに認識をしております。

他方、二十一条一項も、表現の自由を絶対無制限に保障したのではなく、公共の福祉のため必要かつ合理的な制限を認ずるものというふうな認識をしております。例えば、名誉を毀損する行為、あるいはプライバシーを侵害する行為、こういったことは違法となることがあるというふうに承知をしております。

○階委員 もうちよつと踏み込んでお話をしたいんですが、公共の福祉による制約という場合に、表現の自由のような精神的自由については、いわゆる内在的制約ということ、他者の人権との衝突が生じる場合には公共の福祉による制約が許されるということなんだと思います。他方、経済的な自由ですね、営業の自由とか財産権の保障とか、こうした分野については、公共の福祉という場合

に、外在的な制約、政策目的による制約ということも許されるというふうに憲法の本などには書いていると思うんですね。

ところで、今回のコロナ問題、コロナによる誹謗中傷というのは、まさに内在的制約の場面というのの一つあると思うんですね。他者の人権である名誉権とかプライバシー権を侵害しているという、人権と人権とが衝突するので制約が許されるという部分と、もう一つ、公共的な問題が発生するのではないかと感じて、というのは、こうした誹謗中傷が広まっていくことによつて、感染した人は、自分が感染したかもしれないと思つてもなかなか検査に行かないとか、あるいは、自分が陽性だと発覚したときに、後で質問しますけれども、COCAを使って情報を登録して周りにいた人に知らしめるということをなかなかやりにくい。こういったことが起こり得るので、そういった観点からも、そういった表現を制約しなくちゃいけないというふうに私は考えられるのかなと思うんですけれども、そうしたことについて、大臣は、今言ったようなことは表現の自由の制約の事由になるのかどうか、もしお考えがあればお答えください。

○上川国務大臣 委員から、内在的、外在的というところで、表現の自由の類型について御指摘がございました。

この今回の感染症の、新型コロナウイルス感染に係る誹謗中傷等の事柄につきましては、今私どもの人権救済の機能におきましても、大変いろんな視点で、電話やあるいはSNSでの相談が寄せられて

いるところでございます。大きく類型を二つに分けるといふ形で、まだ星雲状態のようなところもございまして、まず実態の中でどのような具体的な問題や課題があるのかということについてしっかりと調査と分析をしていくということが、そして、それに基づく対応ということについても的確にできるようにしてまいりたいというふうに思っております。

この件については、私も所信の中で申し上げましたけれども、大変重要な問題であり、また、今第三波が到来している、こういう中で、ますます萎縮して、またさらに、こうした誹謗中傷のゆえに、自分自身が外にそのことの事実を出せないという御指摘ありましたけれども、そういうことになつてしまふということになりかねないので、そういったことも含めて、丁寧に、しかし粘り強く、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

**○階委員** 厚労省の参考人、いらしていただけますか。そちらの方ですね。お伺いしますけれども、今申し上げました、COCOAの利用が余り進んでいないという背景には、こうした誹謗中傷を恐れているということもあるのではないかと。あるいは、検査の受け控えというのも誹謗中傷を恐れていることがあるのではないかと思うのですが、このあたり、厚労省としてはどういうふうに考えていますか。

**○度山政府参考人** なかなか具体的にどういふ影響がということは申し上げにくいのですけれども、一般論としては、やはり感染者等に対する差別、偏見、誹謗中傷というのは、御指摘いただいたと

おり、例えば症状が何かあったとしても、それも受診を控える、検査をしないということですか。そういうことを通じて、結局は社会全体の感染拡大とか重症化ということにつながりかねないという、そういう危険性はもちろんあるだろうというふうに思いますし、そういう意味でいうと、新型コロナウイルスに対する感染というのは、御本人一生懸命気をつけて御生活を皆さんされておられると思えますけれども、でも、気をつけて生活していたとしても起こり得るということでもありまして、あるいは、エッセンシャルワーカーに対する差別とか誹謗中傷みたいなことも言われていますけれども、そういうことがやはり広まると、医療とか社会機能の維持が困難になる。だから、皆さん一人一人の問題にも降りかかってくる問題、そういう認識が必要だろうというふうに考えております。

**○階委員** 誹謗中傷はそういう意味でもあつてはならないと思うのですが、もう一問厚労省にお伺いしますけれども、きょうお渡ししている資料の三ページ目に、いわゆるCOCOAのQアンドAというのをつけていますけれども、例えば「問八 アプリでは、どのような通知がきますか。」と。「新型コロナウイルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合に、その陽性者と過去十四日間に、概ね一メートル以内で十五分以上の近接した状態の可能性があつた場合に通知されます。」ということ、本人の同意が通知の前提になっていきますね。それから、「問十 新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断

されましたが、アプリで登録しなかったらどうなりますか。」という問いに対して、「陽性者と診断された場合に、アプリへの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。」というふうになっています。

これは、任意とか同意というのを入れていることによって、せっかくのアプリが活用が進まないということ、非常に私はもつたいたないことだし、問題があると思っております。プライバシーの侵害とか、そういうことについては、我々法務委員会としてもしっかりと取り組んでいきたいと思つていますが、その上で、このアプリのやり方、本人の同意がなくても通知できるようにすることが感染防止にとって重要ではないかと思うんですが、そのような方向に持っていくお考えはないですか。

〔稲田委員長代理退席、委員長着席〕

**○度山政府参考人** お答えを申し上げますが、アプリを御個人が利用していたとしても、システム上、誰が利用しているかということとは全く匿名の世界で構築をされているので、そういう意味でいうと、御本人が例えば感染ということがあつたときに、それを登録するというのは、ある意味では御自身にやっていたかどうか方法がない。そういうことという、ある意味、プライバシーが確保されて、いろいろな人が利用しやすい、そういう仕組みになっている、そういうふうにご覧いただくとあります。

**○階委員** いや、ちよつとそれだと不完全だと思つていまして、例えば陽性が確認したら、本人の同意を得なくても、何らか第三者の操作によつて

その情報が行き渡るようにするとか、そうしたことも考えていいんじゃないかなというふうに思います。

ちよつと時間になりましたので終わりますけれども、またそのことについては議論させていただきます。

きょうはちよつと法科大学院のことについても伺いたいと思って、政務官にもお越しいただいたのですが、ちよつと済みません、時間が終わってしまったので、またの機会にぜひよろしくお願ひいたします。失礼します。

では、終わります。ありがとうございました。